告示

○外務省告示第十四号

平成二十三年五月三十一日に東京で署名された経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定について、同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十四年一月二十三日にリマで行われた。よって、同協定は、その第二百二十二条の規定に従い、平成二十四年三月一日に効力を生ずる。

平成二十四年一月二十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第十五号

平成二十三年五月三十一日に東京で経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定が署名された際、同協定第十六条の規定に基づく日本国政府とペルー共和国政府との間の実施取極の署名がペルー共和国政府との間に行われた。

平成二十四年一月二十五日

外務大臣　玄葉光一郎

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第十六条の規定に基づく日本国政府とペルー共和国政府との間の実施取極

目次

前文
第一章　税関手続及び貿易円滑化
第一条　相互支援
第二条　情報通信技術及び危険度に応じた管理手法
第三条　認定事業者
第四条　不正取引の取締り
第五条　知的財産権
第六条　情報の交換
第七条　例外
第二章　競争
第八条　目的
第九条　定義
第十条　通報
第十一条　執行活動における協力
第十二条　執行活動の調整
第十三条　一方の締約国における反競争的行為であって他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力
第十四条　執行活動に関する紛争の回避
第十五条　技術協力
第十六条　透明性
第十七条　協議
第十八条　情報の秘密性
第十九条　刑事手続のための情報の使用
第二十条　連絡
第二十一条　雑則
第三章　協力
第二十二条　貿易及び投資の促進
第二十三条　製造業
第二十四条　漁業
第二十五条　科学技術及び環境
第二十六条　情報通信技術
第二十七条　観光
第二十八条　農業
第二十九条　運輸
第四章　最終規定
第三十条　実施
第三十一条　目次及び見出し
第三十二条　改正
第三十三条　効力発生
第三十四条　紛争解決

前文

日本国政府及びペルー共和国政府（以下日本国政府及びペルー共和国政府を併せて「両締約国政府」といい、それぞれを「締約国政府」という。）は、

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「基本協定」という。）第十六条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章　税関手続及び貿易円滑化

第一条　相互支援

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、両締約国政府の税関当局を通じて相互に支援する。

2　両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、両締約国政府の税関当局を通じて、研究、開発及び試験（税関研究所におけるものを含む。）であって、新たな税関手続並びに取締りのための新たな装置及び技術に関するもの、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

3　要請があった場合には、要請を受けた締約国政府（以下この章において「被要請締約国政府」という。）は、要請を行った締約国政府（以下この章において「要請締約国政府」という。）に対して次の情報を提供する。

(a)　要請締約国政府が属する国の関税領域に輸入された物品が、被要請締約国政府が属する国の関税領域から適法に輸出されたかどうか。

(b)　要請締約国政府が属する国の関税領域から輸出された物品が、被要請締約国政府が属する国の関税領域に適法に輸入されたかどうか。

4　3の規定に従って提供される情報には、要請があった場合には、物品の通関の際に用いられた税関手続への言及を含める。

5　締約国政府は、要請があった場合には、物品の輸送及び船積みに関する情報であって、自国の税関当局に申告された当該物品の価額、品名、処分及び仕向地を示すものを提供する。

6　要請及び要請に対する回答は、英語により行う。要請に対する回答は、書面又は電子的な手段による要請の受領から九十日以内に行う。

第二条　情報通信技術及び危険度に応じた管理手法

1　両締約国政府の税関当局は、税関管理の適用に当たり使用される危険度に応じた管理手法のため、情報通信技術の利用を促進する。

2　両締約国政府の税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用及び危険度に応じた管理手法に関する技術その他取締りのための技術に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。